

協議会への代理出席の取扱いについて（案）

1 団体委員の取扱い

団体委員が出席できない場合、団体に所属する者を代理者として出席を認める。

なお、代理出席する者は、団体委員から委任を受けた旨を確認できる委任状（団体加入者の名簿を添付）を提出することとする。

2 個人委員の取扱い

個人委員が出席できない場合、当協議会の委員（委員名簿に記載された者）に限り、代理出席を認める。

代理出席する者は、個人委員から委任を受けた旨を確認できる委任状を提出することとする。

3 委任状の有効性について

- ①委任者の住所、氏名および印のないもの、②受任者の記名がないもの
③委任する意思表示が確認できないもの、④委任事項が不明なもの、
⑤日付の記載がないものは無効とする。

【作成例】

委 任 状

平成 2 3 年 月 日

くぬぎ山地区自然再生協議会 会長 宛て

団 体 名

住 所

氏 名



私は、（代理人の住所）

（代理人の氏名）

を代理人と定め第 回くぬぎ山地区自然再生協議会に出席できないため、下記事項について代理人へ委任します。

記

- ・ 役員の選任に係る件